

民事保全・証拠保全等プラクティス



著者 : 東京簡易裁判所判事 恩田 剛
定価 : 2,200 円(本体 2,000 円+税 10%)
判型 : A5 判
ページ数 : 268 ページ
ISBN : 978-4-906929-86-3
発行 : 2021 年 3 月

内容

民事保全等の専門部署で数多くの事件を担当してきた著者が、Q&A 形式で、「民事保全」「証拠保全」については現場で問題となった事例を踏まえて実務的な解決策等を示すとともに、解説書の少ない「訴え提起前の和解」「意思表示の公示送達」「控訴に伴う執行停止」について具体的な事例を示しながら分かり易く解説しています。

[目次](#)

関連書籍

- 図書No.146 [裁判と法律あらかると](#)
- 図書No.161 [スマホはレンジにしまっけ！—裁判と法律あらかると—](#)
- 図書No.158 [逮捕勾留プラクティス](#)
- 図書No.164 [搜索差押等プラクティス](#)

目次

第1編 民事保全

- 第1 民事保全の意義と特質
- 第2 保全命令事件の管轄違いの場合
- 第3 本案係属後の保全命令申立ての管轄
- 第4 保全手続の審査における疎明
- 第5 債務者に対する保全命令の送達
- 第6 債務者に相続が発生した場合の不動産仮差押え
- 第7 労働基準法の付加金を被保全債権とする仮差押え
- 第8 経営者保証の場合の仮差押えの必要性
- 第9 債務名義がある場合の仮差押えの必要性
- 第10 不動産仮差押えの場合の不動産の評価
- 第11 共同抵当の場合の目的物価格の評価と保全の必要性
- 第12 土地共有持分の仮差押えと法定地上権の成否
- 第13 先行する仮差押えの評価
- 第14 自動車の引渡断行仮処分 必要性判断
- 第15 自動車の引渡断行仮処分 担保の算定基準と担保評価
- 第16 占有移転禁止仮処分執行後の引渡断行仮処分への切り替え
- 第17 連帯保証人のみに対する自動車の引渡断行仮処分
- 第18 同一被保全債権に基づく複数の仮差押えと仮差押解放金の共用
- 第19 保全異議審における決定と仮差押解放金
- 第20 起訴命令不遵守による保全取消の申立権者
- 第21 時効障害事由としての仮差押え
- 第22 小切手支払禁止の仮処分
- 第23 担保取戻許可申立て
- 第24 弁論終結前後の被告の死亡と勝訴判決による担保取消の可否

第2編 証拠保全

- 第1 証拠保全の管轄裁判所
- 第2 同一当事者の異なる事件の証拠保全

第3 証明すべき事実

- 第4 改ざんのおそれについての具体的な疎明
- 第5 相手方の別席説明の申し出への対応
- 第6 証拠調べ期日における当事者対応
- 第7 検証の実施方法と検証調書への記載
- 第8 証拠保全記録の閲覧制限の可否
- 第9 証拠調べ期日における効率的実施方法
- 第10 留置命令
- 第11 証拠調べ期日が終了した場合の提示命令申立ての処理
- 第12 証拠調べ期日の続行と続行期日前の相手方の態度急変
- 第13 任意開示と期日続行の抱合せ技
- 第14 続行期日間において検証物であるデータが削除された場合の措置
- 第15 証拠保全手続終了後に、相手方から送付されてきた検証物
- 第16 文書送付嘱託の方法による証拠保全
- 第17 電子カルテを検証物とする場合の留意点

第3編 訴え提起前の和解・和解条項

- 第1 民事上の争いの要件
- 第2 任意後見人による訴え提起前の和解の申立ての可否
- 第3 民事保全事件の審理中における和解
- 第4 利害関係人の参加の必要性
- 第5 引き換え給付条項と期限の関係
- 第6 将来の合意解除を内容とする確認条項の妥当性
- 第7 未払賃金と源泉徴収義務
- 第8 既存の債務名義に基づく強制執行をしない旨を定める和解条項の要否
- 第9 和解調書における担保取消同意条項
- 第10 不動産の固定資産税の負担条項
- 第11 和解費用負担条項

第4編 意思表示の公示送達・公示催告・強制執行停止

- 第1 意思表示の公示送達の制度
- 第2 意思表示の公示送達の申立て
- 第3 意思表示の公示送達の効果
- 第4 意思表示の相手方と立証の程度
- 第5 休眠中の閉鎖型会社に対する譲渡制限株式の譲渡承認擬制
- 第6 公示催告の制度
- 第7 一般の公示催告 所有権移転請求権仮登記の抹消
- 第8 有価証券無効宣言公示催告
- 第9 公示催告における有価証券の特定
- 第10 振り込み詐欺による記名式小切手の公示催告
- 第11 振出人の署名がない為替手形の公示催告
- 第12 控訴期間を徒過した控訴申立てに伴う執行停止の申立て
- 第13 強制執行停止のための共同担保
- 第14 担保を立てたことの証明が遅れた場合の措置
- 第15 和解に基づく担保取消